

自殺対策重点施策（労働基準監督署）

重点施策項目	平成21年度実施事業	平成22年度実施事業	今後取り組む必要がある事業 (自殺対策加速化プランを含む)
1 自殺の実態を明らかにする			
①実態解明のための調査の実施			
②情報提供体制の充実			
③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進			
④児童生徒の自殺予防についての調査の推進			
⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発			
⑥既存資料の利活用の促進			①精神障害による自殺で労災認定された事案の調査結果の活用 ②長時間労働と自殺に関する密接な関連について
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す			
①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施			地域保健活動と産業保健活動の連携による自殺予防への取組みについて
②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施			
③うつ病についての普及啓発の推進			問題を抱えた時に、危険な状態に追い込まれないために、 (ア) 自分自身にストレスに気づき (イ) これに対処するための知識、方法を身につけ (ウ) 実践することができるようにストレスに強い心の健康づくりに日頃から努める
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する			
①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上			
②教職員に対する普及啓発等の実施			
③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上			①地域産業スタッフや保健スタッフに対し、心の健康に関する知識の向上のための研修 ②事業所連絡会等情報交換の場の提供
④介護支援専門員等に対する研修の実施			
⑤民生委員・児童委員等への研修の実施			
⑥地域でのリーダー養成研修の充実			
⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上			相談員にメンタルヘルスについての正しい知識の普及に努め、研修会等積極的に参加する
⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上			
⑨研修資材の開発等			
⑩自殺対策従事者への心のケアの推進			自殺対策従事者への負担の軽減、組織としての対応等

自殺対策重点施策（労働基準監督署）

重点施策項目	平成21年度実施事業	平成22年度実施事業	今後取り組む必要がある事業 (自殺対策加速化プランを含む)
4心の健康づくりを進める			
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進	<p>①「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発                  ②管理・監督者を始め、労働者に対し、心の健康問題への誤解や偏見をなくすために、正しい知識の普及を行う                  ③産業保健スタッフの資質の向上による相談体制の充実と事業場に対する支援                  ④労働者が職場内で相談しやすい環境整備を図る                  ⑤小規模事業場に対しては、産業保健と地域保険との連携などにより支援を充実させる                  ⑥ストレスの原因となる長時間労働に対する取組み                  ⑦心の病による休職者や自殺未遂者に対し、職場復帰支援（プログラムの策定など）の整備</p>	<p>①「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発                  ②管理・監督者を始め、労働者に対し、心の健康問題への誤解や偏見をなくすために、正しい知識の普及を行う                  ③産業保健スタッフの資質の向上による相談体制の充実と事業場に対する支援                  ④労働者が職場内で相談しやすい環境整備を図る                  ⑤小規模事業場に対しては、産業保健と地域保険との連携などにより支援を充実させる                  ⑥ストレスの原因となる長時間労働に対する取組み                  ⑦心の病による休職者や自殺未遂者に対し、職場復帰支援（プログラムの策定など）の整備</p>	<p>① 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備等を推進するため、衛生委員会等での調査聴取の促進、専門家派遣による体制整備等のための事業場への指導援助、管理監督者等に教育を行う「メンタルヘルス教育研修担当者」の育成等を行い、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組みの促進を図る。                  ②メンタルヘルス不調者の早期発見、専門機関への取りこぎを推進するため、産業医・精神科医等に対する研修の実施、全国のメンタルヘルス対策支援センターを活用した一定水準を満たす相談機関の事業場への紹介等を行い、事業場外資源との連携の促進を図る                  ③メンタルヘルス不調により休業した労働者の円滑な職場復帰支援を推進するため、事業者等への相談対応の実施、事業場・相談機関・医療機関等のネットワーク化等を行い、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を活用した事業場の実態に即した取組みの促進を図る</p>
②地域における心の健康づくり推進体制の整備			心の健康づくりにおける地域保健と産業保健の連携
③学校における心の健康づくり推進体制の整備			
5適切な精神科医療を受けられるようにする			
①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実			
②うつ病の受診率の向上			
③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上			
④子どもの心の診療体制の整備の推進			
⑤うつ病スクリーニングの実施			
⑥うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進			
⑦慢性疾患患者等に対する支援			
6社会的な取組で自殺を防ぐ			
①地域における相談体制の充実			<p>①相談窓口の広報                  ②意を決して窓口を防れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ                  ③関係機関の連携を強化し相談体制の充実を図る</p>
②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実			
③失業者に対する相談窓口の充実等			

自殺対策重点施策（労働基準監督署）

重点施策項目	平成21年度実施事業	平成22年度実施事業	今後取り組む必要がある事業 (自殺対策加速化プランを含む)
④経営者に対する相談事業の実施等			①経営者のメンタルヘルスに関する知識の向上を図るための講演会や研修の開催 ②経営者のメンタルヘルスに関するチラシ、パンフレットの作成
⑤法的問題解決のための情報提供の充実			総合労働相談コーナー等相談窓口に広報
⑥危険な場所、薬品等の規制等			
⑦インターネット上の自殺関連情報対策の推進			
⑧インターネット上の自殺予告事案への対応等			
⑨介護者への支援の充実			
⑩いじめを苦しめた子どもの自殺の予防			
⑪報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知			
7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ			
①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実			
②家族等の身近な人の見守りに対する支援			
8 遺された人の苦痛を和らげる			
①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援			
②学校、職場での事後対応の促進			①職場における事後の対応に関する知識の向上 ②事後対応に関するマニュアルの作成
③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進			
④自殺遺児へのケアの充実			
9 民間団体との連携を強化する			
①民間団体の人材育成に対する支援			
②地域における連携体制の確立			地域保健活動と産業保健活動の連携による自殺予防への取組みについて
③民間団体の電話相談事業に対する支援			
④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援			